



各 位

平成 29 年 5 月 23 日

会 社 名 三菱自動車工業株式会社
代表者名 取締役社長 CEO 益子 修
コード番号 7211 東証第 1 部
問合せ先 IR 室長 齋藤 将孝
(T e l . 0 3 - 3 4 5 6 - 1 1 1 1)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 5 月 22 日開催の取締役会において、定款の一部変更（以下、「本定款変更」といいます）を行うことを平成 29 年 6 月 23 日に開催を予定している第 48 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社は、経営の監督機能と業務執行機能を分離し職務責任を明確化するとともに、業務執行の機動性を高め、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応するため、執行役員制度を導入しておりますが、その位置づけ及び選任方法を明確にするために、変更案第 27 条第 1 項の規定を新設するものがあります。また、ガバナンス及び経営体制の機動的な構築を行えるよう執行役員から社長を選任できるようにするため、変更案第 27 条第 2 項の規定を新設するものであります。さらに、取締役会議長としての会長の地位を明確にするため、取締役から会長を選任することを明確にし、その他の役付取締役に関する規定を削除するものであります（変更案第 20 条第 3 項）。また、上記新設及び変更に応じた所要の変更を行うものであります。
- (2) 経営意思決定の迅速化及び効率化と監査を通じたガバナンスの強化のバランスを勘案した上で、柔軟に経営体制の構築を行えるように、現行定款第 18 条（取締役の定員）及び第 29 条（監査役の定員）の取締役及び監査役の定員の上限に関する規定を削除するものであります。
- (3) 上記条文の新設及び削除に伴い、条数の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

本定款変更の内容は別紙添付のとおりであります。

3. 日程

本定款変更のための定時株主総会開催日 平成 29 年 6 月 23 日（予定）
本定款変更の効力発生日 平成 29 年 6 月 23 日（予定）

以 上

別紙

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所となります。)

現行定款	変更案
<p>第1条～第10条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第11条 (条文省略)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第12条 (1) 株主総会は取締役会の決議に基づいて開催するものとし、<u>取締役会長又は取締役社長のうち、あらかじめ取締役会で定めた者が招集する。</u></p> <p>(2) 株主総会においては、取締役会長又は<u>取締役社長のうち、あらかじめ取締役会で定めた者が議長となる。</u></p> <p>(3) (条文省略)</p> <p>第13条～16条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第17条 (条文省略)</p> <p>(<u>取締役の定員</u>)</p> <p>第18条 <u>本会社の取締役は15名以内とする。</u></p> <p>第19条～第20条 (条文省略)</p> <p>(代表取締役、<u>役付取締役</u>)</p> <p>第21条 (1) (条文省略)</p> <p>(2) (条文省略)</p> <p>(3) <u>取締役会はその決議によって、取締役社長1名を選定し、取締役会長1名並びに取締役副会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第22条 (1) 取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き取締役会長が招集してその議長となる。取締役会長が欠員又は支障あるときは<u>取締役社長若しくは他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p>(2) (条文省略)</p> <p>第23条～第27条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>第1条～第10条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第11条 (現行どおり)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第12条 (1) 株主総会は取締役会の決議に基づいて開催するものとし、<u>取締役会長が招集する。</u></p> <p>(2) 株主総会においては、取締役会長又はあらかじめ取締役会で定めた者が議長となる。</p> <p>(3) (現行どおり)</p> <p>第13条～16条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役、取締役会及び執行役員</p> <p>第17条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>第18条～第19条 (現行どおり)</p> <p>(代表取締役、<u>取締役会長</u>)</p> <p>第20条 (1) (現行どおり)</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(3) <u>取締役会はその決議によって、取締役会長を選定する。</u></p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第21条 (1) 取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き取締役会長が招集してその議長となる。取締役会長が欠員又は支障あるときは他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>第22条～第26条 (現行どおり)</p> <p>(<u>執行役員</u>)</p> <p>第27条 (1) <u>取締役会はその決議によって執行役員を定め、業務を執行させる。</u></p> <p>(2) <u>取締役会はその決議によって、執行役員の中から社長及び最高経営責任</u></p>

<p>第5章 監査役及び監査役会 第28条 (条文省略)</p> <p><u>(監査役の定員)</u> 第29条 <u>本会社の監査役は5名以内とする。</u></p> <p>第30条～第45条 (条文省略)</p>	<p><u>者 (CEO) その他の役付執行役員を定めることができる。</u></p> <p>第5章 監査役及び監査役会 第28条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>第29条～第44条 (現行どおり)</p>
--	---

以 上